

別記第九十四号様式、別記第九十六号様式、別記第九十八号様式及び別記第百号様式から別記第百二号様式までの規定中「㊸」を削る。

別記第百四号様式(その一)の注一及び同様式(その二)の注一中「不足税額」を「不足金額」じ、「以後」や「から令和2年12月31日まで」じ、「前年に」や「前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の」じ、「割合」や「割合」とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)に改める。

別記第百五号様式、別記第百六号様式、別記第百八号様式、別記第百九号様式、別記第百十二号様式、別記第百十三号様式及び別記第百十五号様式中「㊸」を削る。

別記第百十六号様式中「確認印」を「確認欄」に改める。
別記第百十七号様式及び別記第百十八号様式中「㊸」を削る。

別記第百十九号様式の注一中「の割合(」や「の割合(令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、」じ、「前年に」や「前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の」じ、「割合)」や「割合」とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)に改める。
別記第百二十号様式、別記第百二十五号様式及び別記第百二十六号様式中「㊸」を削る。

別記第百五十三号様式中「㊸」を削り、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による納税通知書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 政

山口県規則第五十六号

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

山口県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「第七百三十三条の十八第六項」を「第七百三十三条の十八第七項」に改め、同条第三号中「第七百三十三条の十九第四項」を「第七百三十三条の十九第五項」に改める。

別記第二号様式中「賦課番号」を「課税番号」じ、「確認印」を「確認欄」に改め、「㊸」を削る。

別記第三号様式中「㊸」を削り、「特別徴収義務者賦課番号」を「特別徴収義務者課税番号」に改める。

別記第五号様式中「㊸」を削り、「課税番号」を「課税番号」に改める。
別記第六号様式及び別記第八号様式中「㊸」を削る。

別記第九号様式中「賦課番号」を「課税番号」じ、「確認印」を「確認欄」に改め、「㊸」を削る。

別記第十号様式中「㊸」を削り、「納税者賦課番号」を「納税者課税番号」に改める。

別記第十二号様式中「㊸」を削る。

下

山口県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称 認可年月日
下関市吉見土地改良区 令和二、一二、一五

山口県告示第四百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
藤光町(一)(5)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十九年山口県告示第百二十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
桜町(一)(4)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
藤光町(一)(5)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
藤光町(一)(5)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百一十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
桜町(一)(4)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
藤光町(一)(5)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)



(二七五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部道路建設課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
一般国道四九〇号道路改良(雲雀山トンネル) 工事
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年十月二十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
一般国道四九〇号道路改良(雲雀山トンネル) 工事五洋建設・井森工業・ナルキ特
定建設工事共同企業体 周南市野上町一丁目七番地
- 六 落札金額

二十七億七千四百七十七万八千円
 七 入札公告日
 令和二年七月三日
 八 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法
購入等
- (三) 落札方式
総合評価

(二七六) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
片添ヶ浜 浜公園	テニス場、オートキャンプ場及びその他の都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項各号に掲げる公園施設	周防大島町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

周防大島町 周防大島町大字小松一二六番地二

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
 - (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
萩ウェルネスパーク	野球場、多目的広場、多目的体育館及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
 - (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
 - (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
 - (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(二七七) 特定開発行為に関する対策工事等の完了

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を

次のとおり公告します。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 工区に含まれる地域の名称
下松市桜町三丁目(一工区)
- 二 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目一番八八号
積水ハウス株式会社

(二七八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 工区に含まれる地域の名称
下松市桜町三丁目(一工区)
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目一番八八号
積水ハウス株式会社

(二七九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年十二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番二号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
パソコン充電保管庫 六百三台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

令和二年十二月二十五日印刷
令和二年十二月二十五日発行

発行人 山口県知事

四 落札者を決定した日
令和二年十月十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション 東京都渋谷区笹塚三丁目三三番四号

六 落札金額
四千三百七十七万七千八百円

七 入札公告日
令和二年九月四日

八 その他

(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法
購入

(三) 落札方式
最低価格

山口県監査委員公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

山口県監査委員



山口県監査委員規程第一号

山口県監査委員公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

山口県監査委員

山口県監査委員公印規程の一部を改正する規程

山口県監査委員公印規程(昭和三十九年山口県監査委員規程第二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「㊦」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。